



横浜市

よこ はま し きょう いく ひ じゆん かく  
**横浜市教育委員会** Yokohama City Board of Education



[トップページ](#) > [小中学校通学区域](#) > 指定地区外就学許可制度のご案内

## 指定地区外就学許可制度のご案内

横浜市では、住民登録している住所地により通学区域を定め、指定された学校に通学することが原則となっており、同じ通学区域にお住まいのお子さんは同じ学校に通学していただくことになります。しかし、お子さんに個々の事情がある場合には、指定された学校以外の学校に通学することができる「指定地区外就学」という制度があり、この制度は次の理由に該当する場合に適用されます。なお、学校の施設状況等により受入が困難な場合もありますのでご承知ください。

指定地区外就学に該当する理由	許可手続き
新入学時、転入学時において、指定された学校が遠距離(指定校までの距離が、小学生は片道2km以上、中学生は片道3km以上)にあるため、指定校よりも近くの学校に通学を希望する場合 (通学時間、通学経路等が過重な負担となる場合もご相談ください。)	通学を希望する学校の校長承諾を得た後、住民登録をしている区役所で許可手続きが必要となります。
病気等のため指定された学校ではなく、近くの学校に通学を希望する場合 (添付書類として医師の診断書等が必要となります。)	通学を希望する学校の校長承諾を得た後、住民登録をしている区役所で許可手続きが必要となります。
今まで通学していた学校の通学区域外に引っ越ししたが、通学等に支障がないので、ひきつづき従前の学校に通学を希望する場合	住民登録をしている区役所で許可手続きが必要となります。(学校長の承諾は不要です。)
保護者が共働き等で帰宅後監護者がいないため、学童保育所、自営店舗など下校後に生活する区域の学校に通学を希望する場合 既に兄弟姉妹が区長の許可を受け、指定された学校以外の学校に通学しているため、兄弟姉妹と同じ学校に通学を希望する場合 (兄・姉が通学区域特認校制度で就学している弟・妹は、通学区域特認校制度で応募してください。)	指定された学校と通学を希望する学校の両校長の承諾を得た後、住民登録をしている区役所で許可手続きが必要となります。
学年途中で引っ越し予定があり、通学等に支障がないので、あらかじめ引っ越し先の区域の学校に通学を希望する場合 (添付書類として建築確認申請書写又は賃貸借契約書写等が必要となります。)	住民登録をしている区役所で許可手続きが必要となります。(学校長の承諾は不要です。)
自宅の新築、改築等に伴い、通学している学校の通学区域外に一時的に引っ越しすが、通学等に支障がないので、ひきつづき従前の学校に通学を希望する場合 (添付書類として建築確認申請書写又は賃貸借契約書写等が必要となります。)	指定された学校と通学を希望する学校の両校長の承諾を得た後、住民登録をしている区役所で許可手続きが必要となります。
中学校新入学時、転入学時において、小学校時代若しくは転入学直前の中学校で部活動として、特定の文化・スポーツ活動に取り組んできたが、指定された中学校に従前から取り組んでいた内容の部活動が設置されていないため、希望する部活動への入部を前提に、その部活動のある近隣の中学校のうち自宅から最も近くの中学校に通学を希望する場合 (小学校時代の取り組みは、中学校入学直前まで1年以上継続的に)	指定された学校と通学を希望する学校の両校長の承諾を得た後、住民登録をしている区役所で許可手続きが必要となります。

行っていた場合に限ります。また、添付書類として活動内容証明書が必要となります)

※部活動は、学校の諸事情により入学までの間または在学中に廃部となる場合もありますので、予めご承知ください。

上記以外の理由により指定された学校以外の学校に通学を希望する場合で、指定された学校と通学を希望する学校の両校長が児童生徒等の具体的な事情を考慮し教育的配慮を要すると判断したとき

◎問い合わせ先

○区役所戸籍課登録担当

鶴見区 TEL:045-510-1705	保土ヶ谷区 TEL:045-334-6237	青葉区 TEL:045-978-2231
神奈川区 TEL:045-411-7034	旭区 TEL:045-954-6036	都筑区 TEL:045-948-2255
西区 TEL:045-320-8334	磯子区 TEL:045-750-2345	戸塚区 TEL:045-866-8337
中区 TEL:045-224-8296	金沢区 TEL:045-788-7735	栄区 TEL:045-894-8345
南区 TEL:045-743-8137	港北区 TEL:045-540-2256	泉区 TEL:045-800-2347
港南区 TEL:045-847-8338	緑区 TEL:045-930-2252	瀬谷区 TEL:045-367-5646

○教育委員会事務局学事支援第一課就学係 TEL:045-671-3270 FAX:045-681-1415

○お子さんが通学している学校もしくは通学を希望する学校

[▲ページトップへ](#)

| [関連リンク](#) | [お問合せ](#) | [サイトマップ](#) | [プライバシーポリシー](#) | [教育委員会トップページ](#) |

教育委員会事務局学事支援第一課 -- 2012年03月29日更新

ご意見・お問合せ - [ky-gakuishien1@city.yokohama.jp](mailto:ky-gakuishien1@city.yokohama.jp) - 電話: 045-671-3270 - FAX: 045-681-1415  
© 1999-2012 City of Yokohama All rights reserved.

## 児童生徒の就学すべき学校の指定変更手続きのご案内

川崎市では家庭・学校・地域の連携による、よりよい教育環境づくりに取り組んでいます。各学校には通学区域が定めてあり、お子様は原則としてお住まいの住所を通学区域とする学校に通っていただくことになります。

ただし、家庭や個人の諸事情から入学指定校を変更する必要がある場合に、申請することができます。

申請の手続きや対象となる理由は、以下のとおりですが、申請をされても、「理由が相当でない」、「登下校及び緊急時の安全に問題がある」、「学校の施設の状況から受け入れが難しい」といったことから認められない場合があります。

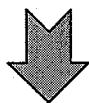
### 1 申請書の入手方法

区役所・支所の区民係の窓口で配布いたします。

※ 学校にも申請書は置いてありますが、取りにいかれる場合は事前に電話連絡して来校日時などを調整してください。

※ 新入学の場合は、入学する年の1月に「入学期日・学校指定通知」（ハガキ）が届きます。申請の手続きはハガキの裏面の記載にしたがってください。

※ 申請書には、住所を通学区域とする校長（申請書の記載は、指定を受けた校長になっています。）と希望する校長の所見を記入する欄があります。必要な所見等は申請理由によって異なります。詳しくは、②と③をご覧下さい。



### 2 対象となる理由：申請書の理由欄に、以下の(1)～(9)を参考に具体的に記入してください。

(1) 最終学年 在籍する児童生徒が、転居後も卒業まで従来の学校への通学を希望する場合

⇒必要所見及び添付書類等は、3のAをご覧ください。

(2) 小学校5、6年生または中学校2、3年生が、転居後も運動会や修学旅行等の行事が終了するまで又は卒業まで従来の学校への通学を希望する場合

⇒必要所見及び添付書類等は、3のAをご覧ください。

(3) 学期途中で転居したが、学期末まで（ただし、夏季休業期間終了後については、学年末まで）従来の学校への通学を希望する場合

⇒必要所見及び添付書類等は、3のAをご覧ください。

(4) 次学期内に転居することが確実なため、次学期当初から転居先の住所を通学区域とする学校への通学を希望する場合

⇒必要所見及び添付書類等は、3のBをご覧ください。

- (5) 既に兄弟姉妹が在学している学校（兄姉が卒業後に弟妹が入学する場合は、兄弟姉妹が在学している学校には相当しません。）への通学を希望する場合

⇒必要所見及び添付書類等は、3のAをご覧ください。

- (6) 心身の障害による通学上の負担軽減のため指定校以外の学校への通学を希望する場合

⇒必要所見及び添付書類等は、3のCをご覧ください。

- (7) 保護者が共働きや病気等で、児童（小学生）の登下校又は下校後の生活を保護するために指定校以外の小学校への通学を希望する場合

⇒必要所見及び添付書類等は、3のDをご覧ください。

- (8) 指定校が著しく遠距離にある、交通の危険があるなどにより通学が著しく困難なため、指定校以外の学校への通学を希望する場合（指定校と近い学校との通学距離の差が大きいことや学区の端に住んでいることだけで、通学が著しく困難であることにはなりません。）

⇒必要所見及び添付書類等は、③のCをご覧ください。

- (9) 上記に該当しない特別な事情（不登校やいじめを含む）があり教育的配慮を必要とするため、指定校以外の学校への通学を希望する場合

⇒必要所見及び添付書類等は、③のCをご覧ください。



3 所見等について：原則として以下の表のとおりです。（○：要、×：不要）

		希望する学校 の校長所見	指定された 学校の校長 所見	提示を要する書類
A	⇒	○	×	
B	⇒	○	×	契約書等（入居予定日等を確認できる書類）
C	⇒	○	○	理由を確認できる書類等が必要となる場合があ ります。
D	⇒	○	○	理由、保護を行う者を証明する書類

※ 校長所見は、保護者の方との面談後に記入します。保護者の方は、学校に電話して事情を説明し、日時を調整のうえ学校に行ってください。なお、手続きをスムーズに行うため、学校への電話は申請書の入手前にしていただくようお願いします。

※ 上記以外の書類提示が必要になる場合、関係機関との相談が必要になる場合等があります。

※ 契約書等の書類は写しでも構いません。



4 提出について

区役所・支所の区民係に、申請書を提出してください。所見などから認めるか否かを決定します。なお、上記③の表にある提示を要する書類は忘れずにお持ちください。

## 5 注意事項

- ・ 指定変更は申請者に限り有効ですので、同様の理由でも、個人の状況や家庭事情の相違、学校や周辺環境の変化などにより認められない場合があります。
- ・ 就学すべき学校の指定変更による通学については、保護者が責任をもって安全に通学できるよう配慮してください。
- ・ 校長の所見記入や区役所等で判断等に相当の期間を要する場合があります。
- ・ 市外から川崎市立小中学校へ通学を希望する方は、区役所・支所の区民係、教育委員会学事課（200-3267）までお問合せください。
- ・ 川崎市立以外の市区町村立の小中学校に入学を希望する方は、希望校のある自治体にお問合せください。
- ・ この文書は学校の新設等の取扱いを含めて記載したものではありません。

川崎市ホームページへ



## 指定変更許可基準

相模原市では、住民登録地に基づき通学する小・中学校を指定しておりますが、児童・生徒に個々の事情がある場合には、保護者の申立により、指定された学校以外の学校へ指定を変更できる『指定変更許可制度』があります。次の基準に該当する場合に適用されますが、詳しくは、学務課までお問い合わせください。  
なお、申請受付窓口は学務課又は各総合事務所内の教育班となります。

	指定変更許可基準	申請時に必要な書類等	許可期間 (最長)
1	小学校1～5年生、中学校1～2年生が、学期途中で転居し、引き続き従前の学校へ通学を希望する場合	なし ※事前に通学している学校の校長に相談し、承諾を得てください。住民異動届(転居)の手続き後に申請してください。	学年末まで
2	小学校6年生、中学校3年生が転居し、引き続き従前の学校へ通学を希望する場合	なし ※事前に通学している学校の校長に相談し、承諾を得てください。住民異動届(転居)の手続き後に申請してください。	卒業まで
3	新築、改築等により一時的に学区外に居住し、引き続き従前の学校へ通学する場合	売買契約書又は賃貸借契約書等の写し ※事前に通学している学校の校長に相談し、承諾を得てください。住民異動届(転居)の手続き後に申請してください。	必要な期間
4	小・中学校への入学予定者で、概ね1学期中に転居が確定な場合、又は在学中の者で、学期途中で転居が確定な場合	売買契約書又は賃貸借契約書等の写し	必要な期間
5	自宅に帰っても、児童を保護する者がいない場合(両親の帰宅まで親戚の家等に預ける場合や勤務先、店舗等で児童を預かる場合) 【小学生に限る】	保護者の就労証明書及び児童預かり申立書	卒業まで
6	指定された小学校以外の学校に設置されている児童クラブへの入会が認められ、その学校への通学を希望する場合(学校から児童クラブへの移送が行われている場合は除く)	①児童クラブ入会承認通知書 ②保護者の就労証明書(民間児童クラブ入会者のみ)	卒業まで
7	児童・生徒に対して教育的配慮を要する場合(指定された学校と通学を希望する学校の両校長が個々の具体的な事情を考慮し教育的配慮を要すると判断した場合)	なし ※事前に通学している学校の校長に相談して、十分な話し合いを行い、承諾を得てください。	卒業まで
8	児童・生徒に身体的理由がある場合(病気治療等)	診断書等	卒業まで
9	北里大学病院への入院による院内学級入級の場合	入級通知書	必要な期間
10	指定変更許可区域に居住している場合(注1)	なし	卒業まで
11	5～8の理由により、指定変更許可を受けた兄弟姉妹がいる場合	なし	卒業まで

注1 指定変更許可区域とは、指定された学校とは別の指定した学校へ変更することができる区域です。  
詳しくは、前頁の「指定変更許可区域」で検索してください。



学区外就学認可基準(市内に住所のある人)		
認可基準	内容	添付書類
学年途中 (小学校)	転居により指定された学校指定日が学年の途中の場合、転居前の学区の学校への就学を認める。 [認可期間] 希望によりその学期又は学年の終了までとする。	・転入学校指定通知書 ・誓約書
在学途中 (中学校)	転居により学区が変わった場合、転居前の学区の学校への就学を認める。 [認可期間] 希望により卒業までとする。	・転入学校指定通知書 ・誓約書
卒業学年 (小学校)	小学校5学年以降、転居により学区が変わった場合、転居前の学区の学校への就学を認める。 [認可期間] 希望により卒業までとする。	・転入学校指定通知書 ・誓約書
共働き 母子・父子家庭 介護 (小学校)	児童の下校後、家庭においてその児童を保護する人がいない場合、保護する人が居住又は在宅介護する(自営業の場合はその店舗等がある)学区の小学校への就学を認める。 [認可期間] 4学年の終了までとする(期間後の継続申請も可)。	・勤務証明書 (自営業の場合は確定申告書の写し) ・児童預かり証明書 ・介護保険被保険者証又は障害者手帳の写し ・入学通知書又は転入学校指定通知書 ・共働き誓約書
転居予定 (小学校・中学校)	住宅の新築やアパートの入居等で転居することが確実な場合、又は既に、ある住所に居住している人の所へ同居することが確実な場合、「住民異動届」がなされなくとも、前もって転居予定先の学区の学校への就学を認める。 [認可期間] 賃貸借契約書等に記載された引渡予定日又は、同居予定日の属する学期の終了までとする。	・物件の所在地及び引渡又は入居予定日がわかる契約書等の写し ・社宅の場合、会社からの入居証明書 ・同居予定の場合、同居予定者の同居確認書 ・入学通知書又は転入学校指定通知書 ・誓約書

学区外就学認可基準(市内に住所のある人)

認可基準	内容	添付書類
地域的学区外 (小学校・中学校) → <u>一覧表へ</u>	通学路の安全性や距離的な問題、地域の特性を考慮して、一部の地域について「指定学校以外の特定の学校」への就学を認める。 [認可期間] 卒業までとする。	・入学通知書又は転入学校指定通知書 ・誓約書
ひまわりクラブ [放課後児童クラブ] (小学校)	学区外のひまわりクラブへ入会を希望し、相当の理由があると認められた場合、入会希望のひまわりクラブが設置された小学校への就学を認める。 [認可期間] 3学年の終了までとする。	・勤務証明書(自営業の場合は確定申告書の写し等) ・入学通知書又は転入学校指定通知書 ・ひまわりクラブ誓約書
ひまわりクラブの延長 (小学校)	3学年でひまわりクラブを理由として学区外就学認可を受けていた者の認可校が、指定校と同一の中学校区の場合、4学年以降も引き続き認可校への就学を認める。 [認可期間] 希望により卒業までとする。	・3学年までの学区外認可通知書 ・ひまわりクラブ誓約書
部活動 (中学校)	新入学時、又は市外からの転入時に、入部したい部活動が指定された中学校にない場合、希望部活動のある中学校への就学を認める。 [認可期間] 卒業までとする。  <認可条件> ・小学校時に継続していた部活動又は社会教育活動で活動実績があること。 ・指定学校区の隣接学校区とすること。 ・隣接学校区が複数である場合、自宅から最も近い学校区とすること。	・小学校長又は所属団体からの確認書 ・入学通知書又は転入学校指定通知書 ・誓約書  ※入部確認書(入学後、校長より教育委員会へ提出)
疾病等 (小学校・中学校)	疾病や障害で指定された学校への通学が困難な場合、又は治療のために専門病院等へ通院しなければならない場合、通学や通院が容易な学校への就学を認める。 [認可期間] 医師の診断書によるが、特に記載のない場合、当該年度の終了までとする。	・医師の診断書又は障害者手帳 ・入学通知書又は転入学校指定通知書 ・誓約書

**学区外就学認可基準(市内に住所のある人)**

認可基準	内容	添付書類
教育的配慮 (小学校・中学校)	いじめ、不登校、家庭環境等による児童生徒の精神的な問題点が、転校することにより解消されると判断される場合、学区外就学を認める。また、児童生徒の内向的な性格等のため、転校することによって不登校や精神面での問題が生じてくると判断される場合、転居前の学区の学校への就学を認める。 [認可期間] 保護者の申請により3年以内とする(期間後の継続申請も可)。	・入学通知書又は転入学校指定通知書 ・誓約書  ※意見書(関係校長より教育委員会へ提出)
教育的配慮の延長 (中学校)	小学校を教育的配慮により学区外就学していた者が認可小学校を卒業した場合、当該の認可小学校が属する指定中学校への就学を認める。 [認可期間] 希望により卒業までとする。	・入学通知書 ・誓約書
兄弟関係 (小学校・中学校)	兄弟姉妹が疾病及び教育的配慮を理由として学区外就学を認められた場合、又は兄姉が卒業学年を理由として学区外就学を認められた場合、学区外就学認可を受けた児童生徒の兄弟姉妹についても当該の児童生徒と同じ学校への就学を認める。 [認可期間] 当該の児童生徒の学区外就学認可期間に準ずる。	・入学通知書又は転入学校指定通知書 ・誓約書

**区域外認可基準(市外に住所がある人が新潟市立学校に通いたい場合)**

認可基準	内容	添付書類
学年途中 (小学校・中学校)	世帯転出が学年の途中の場合、転出前の学校への就学を認める。 [認可期間] 希望によりその学期又は学年の終了までとする。	・転出先の住民票謄本 ・誓約書
卒業学年 (小学校・中学校)	小学校5学年以降及び中学校2学年以降に世帯転出した場合、転出前の学校への就学を認める。 [認可期間] 希望により卒業までとする。	・転出先の住民票謄本 ・誓約書
共働き 母子・父子家庭 介護 (小学校)	児童の下校後家庭においてその児童を保護する人がいない場合、保護する人が居住又は在宅介護する(自営業等の場合はその事業所がある)学区の小学校への就学を認める。 [認可期間] 原則として、3学年の終了までとする。	・住民登録地の住民票謄本 ・勤務証明書 (自営業の場合は確定申告書の写し) ・介護保険被保険者証又は障害者手帳の写し ・児童預かり証明書 ・共働き誓約書
転居予定 (小学校・中学校)	住宅の新築やアパートの入居等で転入することが確実な場合、又は既に、ある住所に居住している人の所へ同居することが確実な場合、転入届がなされなくとも前もって転入予定先の学校への就学を認める。 [認可期間] 賃貸借契約書等に記された引渡予定日または同居予定日の属する学期の終了までとする。	・住民登録地の住民票謄本 ・物件の所在地及び引渡または入居予定日がわかる契約書等の写し ・社宅の場合、会社からの入居証明書 ・同居予定の場合、同居予定者の同居確認書と住民票抄本 ・誓約書

**区域外認可基準(市外に住所がある人が新潟市立学校に通いたい場合)**

認可基準	内容	添付書類
教育的配慮 (小学校・中学校)	<p>いじめ、不登校、家庭環境等による児童生徒の精神的な問題点が転校することにより解消されると判断される場合、区域外就学を認める。</p> <p>また、児童生徒の内向的な性格等のため、転校することによって不登校や精神面での問題が生じてくると判断される場合、転出前の学校への就学を認める。</p> <p>[認可期間] 当該年度の終了までとするが、1年ごとの再申請により卒業までとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民登録地の住民票謄本</li> <li>・誓約書</li> </ul> <p>※意見書(関係校長より教育委員会へ提出)</p>
疾病等 (小学校・中学校)	<p>疾病や障害で指定された学校への通学が困難な場合、又は治療のために専門病院等へ通院しなければならない場合、通学や通院が容易な学校への就学を認める。</p> <p>[認可期間] 医師の診断書によるが、特に記載の無い場合当該年度の終了までとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民登録地の住民票謄本</li> <li>・医師の診断書又は障害者手帳</li> <li>・誓約書</li> </ul>
病弱特別支援学級[院内学級] (小学校・中学校)	<p>病弱特別支援学級に入級を希望する場合、その特別支援学級設置校への就学を認める。</p> <p>[認可期間] 医師の診断・所見による。</p> <p>○病弱特別支援学級設置校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟大学医学部附属病院内 →白山小学校、二葉中学校</li> <li>・新潟県立がんセンター新潟病院内 →鏡淵小学校、白新中学校</li> <li>・新潟市民病院内 →沼垂小学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民登録地の住民票謄本</li> <li>・誓約書</li> </ul> <p>・入級申請書(主治医の診断・所見を含む)</p> <p>※入級申込書は、各病弱特別支援学級にあります。</p>

